

# 札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱

平成7年3月31日

衛生局長決裁

(最終改正) 平成27年3月24日

(目的)

**第1条** この要綱は、飲料水を供給する給水設備について、その構造及び維持管理等に関する基準を定めることにより、清浄な飲料水の供給を図り、もって市民の健康を保護し、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住居用飲用井戸等施設

共同住宅、社宅、寄宿舍等に、井水等（湧水、沢水等を含む。以下同じ。）を水源として飲料水を供給するためのものをいう。ただし、もっぱら一戸の住宅のみを対象とする場合は除く。

(2) 業務用飲用井戸等施設

事務所、学校、病院、店舗、旅館、工場その他の事業所等に、井水等を水源として飲料水を供給するためのものをいう。

(3) 小規模受水槽水道施設

水道水のみを供給を受ける貯水槽を設けて飲料水を供給する施設で、貯水槽の有効容量の合計が10立方メートル以下のものをいう。ただし、もっぱら一戸の住宅のみを対象とする場合は除く。

(4) 給水設備

導管その他の工作物により飲用に適する水を供給する設備の総体をいう。

(5) 水道水

水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する水道事業及び同条第3項に規定する簡易水道事業の用に供する水道から供給を受ける水をいう。

(6) 貯水槽

建築物に飲料水を供給する受水槽及び高置水槽等をいう。

(7) 設置者

給水設備の所有者又は所有者以外の者で当該給水設備の全部の管理について権原を有する者をいう。

(対 象)

**第3条** この要綱の対象となる施設は、前条第1号から第3号までに規定する施設とし、法第3条第2項に規定する水道事業、同条第3項に規定する簡易水道事業、同条第6項に規定する専用水道及び同条第7項に規定する簡易専用水道並びに建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）第2条第1項に規定する特定建築物は除くものとする。

(給水設備構造基準)

**第4条** 設置者が給水設備を設置しようとするときは、別表1に掲げる給水設備構造基準に適合するよう努めるものとする。

2 設置者は、既に設置した給水設備が前項に規定する給水設備構造基準に適合しないときは、それが給水設備構造基準に適合するよう改善に努めるものとする。

(給水設備維持管理基準)

**第5条** 設置者は、給水設備の維持管理について、別表2に掲げる給水設備維持管理基準に適合するよう努めるものとする。

(維持管理者の選任等)

**第6条** 設置者は、自ら当該給水設備の維持管理を行うことができないときは、当該給水設備を適切に管理するため、維持管理者を選任するものとする。

2 維持管理者は、設置者に対し当該給水設備の維持管理状況を適宜報告するものとする。

3 維持管理者は、当該給水設備の維持管理が別表2の給水設備維持管理基準に従って行われるよう必要に応じ設置者に助言し、設置者はこれを尊重するものとする。

(井水等の飲料水への使用)

**第7条** 設置者は、井水等が水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる項目のうち、14の項から20の項までに規定する物質（以下「テトラクロロエチレン等」という。）が環境基準を超過している地域においては、飲料水は水道水を使用するよう努めるものとする。

2 前項の規定は、衛生上の安全が確保されている井水等の使用を制限するものではない。

(事前協議)

**第8条** 設置者は、給水設備を設置する建築物に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認又は同法第18条第3項（第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受ける前に、当該給水設備の設置の計画について、別に定めるところにより、保健所長と事前協議をするよう努めるものとする。

(使用開始の届出)

**第9条** 設置者は、給水設備の使用を開始したときは、その日から30日以内に、給水設備の概要その他別に定める事項を、保健所長に届け出るよう努めるものとする。

(変更の届出)

**第10条** 設置者は、前条の届出事項に変更が生じたときは、その日から30日以内に、別に定めるところにより、その旨を保健所長に届け出るよう努めるものとする。

(廃止の届出)

**第11条** 設置者は、当該給水設備が、廃止等によりこの要綱の対象となくなるときは、その日から30日以内に、別に定めるところにより、その旨を保健所長に届け出るよう努めるものとする。

(立入検査)

**第12条** 保健所長は、必要があると認めるときは、設置者の同意を得て、当該職員をして給水設備を設置する施設、設置者の事務所又は維持管理者の事務所に立ち入らせ、当該給水設備、水質又は必要な帳簿書類を検査させるものとする。なお、帳簿書類には、その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含むものとする。

(改善勧告等)

**第13条** 保健所長は、必要があると認めるときは、設置者に対し、別に定めるところにより、当該給水設備の改善その他の必要な措置を講ずるよう勧告するものとする。

2 設置者は、前項の規定による勧告を受け、当該給水設備の改善その他の必要な措置を

講じたときは、その結果を保健所長に報告するよう努めるものとする。

(その他)

**第14条** この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年10月1日から施行する。
- 2 札幌市建築物における給水設備の構造及び管理等に関する指導要綱（昭和57年7月21日河崎助役決裁）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際に、現に設置され、かつ、使用の開始されている給水設備の設置者は、この要綱の施行の日から別に定める日までに、第9条に規定する届出事項を保健所長に届け出るよう努めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行の日」という。）前に、この要綱による改正前の札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱の規定に基づき保健所長に対してなされた届出その他の手続及び保健所長がした改善措置その他の行為は、施行の日以降においては、改正後の札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱の規定に基づき保健所長に対してなされた届出その他の手続及び保健所長がした改善措置その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。ただし、附表3の改正規定は平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成17年3月31日までの間は、附表1中「有機物（全有機炭素（TOC）の量）」とあるのは「有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）」と、「5mg/l」とあるのは「10mg/l」とする。
- 2 この要綱の施行の際現に布設されている水道により供給される水に係る附表4中「ジェオスミン」の項及び「2-メチルイソボルネオール」の項に掲げる基準については、平成19年3月31日までの間は、これらの項中「0.00001mg/l」とあるのは「0.00002mg/l」とする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## 別表 1

### 給水設備構造基準

#### 1 井戸等

- (1) 井戸は、建築物内で維持管理の容易な場所に設け、井戸小屋等の出入口は、施錠できる構造とすること。
- (2) 井戸のケーシングは、床面から30センチメートル以上立ち上げること。
- (3) 井戸の設置場所及び湧水、沢水等の取水口は、汚水排水施設、汚水貯留施設等から水平距離で5メートル以上離すこと。
- (4) 湧水等の取水口には囲いを設け、囲いの出入口は施錠できる構造とすること。
- (5) 塩素滅菌器を2台以上設けること。ただし、井水等に代わり、水道水を直ちに供給できる場合は、1台とすることができる。
- (6) 湧水、沢水等を水源とする場合は、エキノコックス虫卵除去装置を設けること。
- (7) 原水の水質に応じた浄水設備を設け、浄水設備の排水管には排水口空間を確保すること。
- (8) 原水を採取できる位置に、採水栓を設けることが望ましい。

#### 2 貯水槽の設置場所

- (1) 貯水槽は、建築物内で維持管理の容易な場所に設けること。
- (2) 貯水槽の上部には1メートル以上、下部及び周囲には60センチメートル以上の保守点検空間を確保すること。
- (3) 貯水槽の上部には、飲料水が汚染されるおそれのある配管及び機器を設けないこと。
- (4) 貯水槽を地下ピット内に設ける場合は、次の措置を講ずること。
  - ア 安全に昇降できる措置を講ずること。
  - イ 地下ピットの点検口は、維持管理者等が安全かつ容易に出入りできる位置に設け、点検口の直下には、貯水槽を設けないこと。
  - ウ 地下ピット内には、飲料水が汚染されるおそれのある配管を貫通させないこと。
  - エ 地下ピットは、排水槽等と隣接させないこと。
  - オ 排水用ポンプを設けること。
- (5) 貯水槽室には、十分な換気設備及び照明設備を設けること。
- (6) 貯水槽室の床面は、排水に支障のない構造とすること。

### 3 貯水槽の構造

- (1) 貯水槽の有効容量は次を標準とし、過大としないこと。
  - ア 受水槽は、1日使用水量の10分の4から10分の6程度とすること。
  - イ 高置水槽は、1日使用水量の10分の1程度とすること。
- (2) 貯水槽は、消火用水槽と兼用しないこと。
- (3) 貯水槽は、2槽式とすること。
- (4) 貯水槽の内部には、給水管以外の配管設備を設けないこと。
- (5) 貯水槽の高水位と天井との間には、十分な点検空間を確保すること。
- (6) 水の流出口の位置は、槽底の沈積物を吸引しないものとする。
- (7) 水の流入部と流出部の位置関係は、停滞水を生じないものとする。
- (8) 貯水槽の内部は、適切な防錆措置を講じたものとする。
- (9) マンホールは、次に定める構造によること。
  - ア 直径は、60センチメートル以上とし、貯水槽の天井から10センチメートル程度立ち上げること。
  - イ ふたは、防水密閉型とし、施錠できる構造とすること。
  - ウ 貯水槽内部の点検を十分に行うことができる位置とし、必要に応じて1槽当たり複数のマンホールを設けること。
- (10) 通気管は、次に定める構造によること。
  - ア 開口部は、貯水槽の天井から適切な高さとし、汚水等が流入しない構造とすること。
  - イ 管口径は、貯水槽の流出管の口径の2分の1以上とすること。ただし、複数の通気管を設ける場合は、前段と同等の有効断面積を確保すること。
  - ウ 開口部には、適切な防虫網を取り付けること。
- (11) オーバーフロー管は、次に定める構造によること。
  - ア オーバーフロー管には、排水口空間を15センチメートル以上確保すること。
  - イ オーバーフロー管と吐水口との間には、適切な吐水口空間を確保すること。
  - ウ 開口部には、適切な防虫網を取り付けること。
  - エ 管口径は、流入管の口径の1.4倍以上とすること。
- (12) 水抜管は、次に定める構造によること。
  - ア 水抜管には、排水口空間を確保すること。
  - イ 水抜管は、槽底の最低部に取り付けること。
  - ウ 排水用ホッパーは、水抜き時に水が飛び散らないよう十分な大きさとする。
- (13) 受水槽には、非常用の給水栓を設けることが望ましい。

#### 4 給水管

- (1) 給水管用の保守点検空間を設けること。
- (2) 給水管は、飲料水が汚染されるおそれのある設備の中を貫通させないこと。
- (3) 給水管及び継手は、水質に悪影響を与えないものを使用すること。
- (4) 水道水を使用する場合は、非常用の直結給水栓を適切な場所に設けること。
- (5) 給水管は、他の配管と識別できる措置を講ずること。
- (6) 給水管とその他の配管設備とは、直接連結させないこと。
- (7) 給水管末端には、吐水口空間を確保すること。



## 別表 2

### 給水設備維持管理基準

#### 1 水質の管理

(1) 給水設備の工事が完了し、飲料水の供給を開始しようとするときは、あらかじめ、当該給水設備を洗浄するとともに、末端給水栓の水について次の検査を行い、基準に適合することを確認すること。

ア 井水等を水源とする場合は、附表 1、附表 2、附表 3 及び附表 4 に掲げる項目及び残留塩素

イ 水道水を水源とする場合は、附表 1 に掲げる項目及び残留塩素

(2) 定期的水質検査は、次のとおり行うこと。

ア 末端給水栓の水の色、濁り、臭い、味、その他の状態及び残留塩素の検査を、7 日以内ごとに 1 回、定期に行うこと。ただし、床下型受水槽を設けている場合及び井水等を水源として飲料水を供給している場合は、毎日行うこと。

イ 小規模受水槽水道施設にあつては、附表 1 に掲げる項目の検査を、1 年以内ごとに 1 回、定期に行うこと。ただし、塩素滅菌器を設けて塩素消毒を行っている場合は、前段の検査のほか、附表 2 に掲げる項目の検査を、毎年 6 月 1 日から 9 月 30 日までの間に 1 回、定期に行うこと。

ウ 住居用飲用井戸等施設にあつては、附表 1 に掲げる項目の検査を 1 年以内ごとに 1 回、附表 2 に掲げる項目の検査を毎年 6 月 1 日から 9 月 30 日までの間に 1 回、定期に行うこと。

エ 業務用飲用井戸等施設にあつては、附表 1 に掲げる項目の検査を 6 月以内ごとに 1 回、附表 2 に掲げる項目の検査を毎年 6 月 1 日から 9 月 30 日までの間に 1 回、定期に行うこと。

オ テトラクロロエチレン等の環境基準超過井戸が存在する地域において、井水等を水源として飲料水を供給する場合は、附表 3 に掲げる項目のうち、必要な項目の検査を 3 年以内ごとに 1 回、定期に行うこと。

(3) 臨時の水質検査は、次のとおり行うこと。

ア 前号アの検査の結果、異常があると認めたときは、附表 1、附表 2、附表 3 及び附表 4 に掲げる項目のうち、必要な項目の検査を行うこと。

イ 井水等を水源として飲料水を供給する場合は、周辺の井戸等の水質変化その他の事情から判断し、附表 1、附表 2、附表 3 及び附表 4 に掲げる項目が基準に適合しないおそれがあるときは、これらの表に掲げる項目のうち、必要な項目の検査を行うこと。

- (4) 1号、2号（アを除く。）及び3号の検査は、原則として水道法により厚生労働大臣の登録を受けた者又は建築物衛生法により知事登録を受けた者に委託すること。
- (5) 給水栓における飲料水に含まれる遊離残留塩素の濃度を0.1mg/L（結合残留塩素の場合は0.4mg/L）以上に保持すること。ただし、供給する飲料水が病原生物に汚染されるおそれがある場合、病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合又は給水設備の工事や洗浄に伴う断水後の給水栓における飲料水に含まれる遊離残留塩素の濃度は、0.2mg/L（結合残留塩素の場合は1.5mg/L）以上とすること。
- (6) 水道水を水源として飲料水を供給している場合において、遊離残留塩素の濃度が前号の前段に定める数値を保持できないときは、その原因を究明し、必要と認めたときは、塩素滅菌器を設けて塩素消毒を行う等の措置を講ずること。
- (7) 水質の異常が給水設備に起因する場合は、適切な応急措置を講ずるとともに、速やかに設備の改善を行うこと。
- (8) 供給する飲料水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その飲料水を使用することが危険である旨を関係者に周知するとともに、速やかに保健所長に通報し、その指示に従うこと。

## 2 井戸等の管理

- (1) 井戸等は、常に清潔にし、飲料水が汚染されることのないよう適切に管理すること。
- (2) 井戸等の設備の点検は、7日以内ごとに1回、定期に行うこと。また、地震、凍結、大雨等の水質に影響を与えるおそれのある事態が発生したときは、速やかに点検を行うこと。

## 3 塩素滅菌器の管理

- (1) 薬液タンク内の薬液濃度の調整を適切に行うこと。
- (2) 薬液の注入量の調整を適切に行うこと。
- (3) 薬液タンク内の薬液量、注入ポンプ及び注入管の点検を毎日行うこと。
- (4) 補充用の薬液は、常時相当量備えておくこと。なお、薬液は冷暗所に保管し、長期間の保管は避けること。

## 4 貯水槽の管理

- (1) 貯水槽は、亀裂、漏水、腐食等がないよう適切に管理すること。
- (2) 貯水槽の外壁及び周囲は、常に清潔にし、飲料水が汚染されるおそれのないよう適

切に管理すること。

- (3) 貯水槽の内部には、沈積物、浮遊物等がないよう適切に管理すること。
- (4) 貯水槽の点検は、7日以内ごとに1回、定期に行うこと。また、地震、凍結、大雨等の水質に影響を与えるおそれのある事態が発生したときは、速やかに点検を行うこと。
- (5) 貯水槽の清掃は、1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
- (6) 貯水槽の清掃は、原則として建築物衛生法により知事登録を受けた者に委託すること。

## 5 給水管の管理

- (1) 給水栓には、吐水口空間を確保し、汚水等が逆流しないよう適切に管理すること。
- (2) 給水管の腐食状況、漏水の点検を定期に行うとともに、赤水の発生等を防ぐため、必要と認めたときは、給水管の取替え等の措置を講ずること。

## 6 給水ポンプの管理

- (1) 給水ポンプは、適正に作動するよう管理すること。
- (2) 給水ポンプの点検は、7日以内ごとに1回、定期に行うこと。

## 7 その他の設備の管理

- (1) 除鉄装置、エキノコックス虫卵除去装置等の浄水設備は、適正に作動するよう管理すること。
- (2) 貯水槽を地下ピット内に設けている場合は、排水用ポンプの点検を7日以内ごとに1回、定期に行うこと。

## 8 帳簿書類の備付け

- (1) 給水設備に関する図面を備え、これを常に整理し、保存すること。
- (2) 給水設備の維持管理に関する帳簿書類を備え、これを常に整理し、3年間保存すること。

附表 1

| 番号 | 項 目                     | 基 準           |
|----|-------------------------|---------------|
| 1  | 一般細菌                    | 100 個/mL 以下   |
| 2  | 大腸菌                     | 検出されないこと      |
| 9  | 亜硝酸態窒素                  | 0.04 mg/L 以下  |
| 11 | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素           | 10 mg/L 以下    |
| 34 | 鉄及びその化合物                | 0.3 mg/L 以下   |
| 38 | 塩化物イオン                  | 200 mg/L 以下   |
| 46 | 有機物<br>(全有機炭素 (TOC) の量) | 3 mg/L 以下     |
| 47 | pH 値                    | 5.8 以上 8.6 以下 |
| 48 | 味                       | 異常でないこと       |
| 49 | 臭気                      | 異常でないこと       |
| 50 | 色度                      | 5 度以下         |
| 51 | 濁度                      | 2 度以下         |

備考) 番号は、水質基準に関する省令 (平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号) による。

附表 2

| 番号 | 項 目   | 基 準          |
|----|---|--------------|
| 10 | シアン化物イオン及び塩化シアン   | 0.01 mg/L 以下 |
| 21 | 塩素酸   | 0.6 mg/L 以下  |
| 22 | クロロ酢酸   | 0.02 mg/L 以下 |
| 23 | クロロホルム  | 0.06 mg/L 以下 |
| 24 | ジクロロ酢酸  | 0.03 mg/L 以下 |
| 25 | ジブロモクロロメタン  | 0.1 mg/L 以下  |
| 26 | 臭素酸   | 0.01 mg/L 以下 |
| 27 | 総トリハロメタン<br>(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和) | 0.1 mg/L 以下  |
| 28 | トリクロロ酢酸   | 0.03 mg/L 以下 |
| 29 | ブロモジクロロメタン  | 0.03 mg/L 以下 |
| 30 | プロモホルム  | 0.09 mg/L 以下 |
| 31 | ホルムアルデヒド  | 0.08 mg/L 以下 |

備考) 番号は、水質基準に関する省令 (平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号) による。

附表 3

| 番号 | 項 目                                      | 基 準           |
|----|--|---------------|
| 14 | 四塩化炭素                                    | 0.002 mg/L 以下 |
| 16 | シス-1, 2-ジクロロエチレン及び<br>トランス-1, 2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/L 以下  |
| 17 | ジクロロメタン                                  | 0.02 mg/L 以下  |
| 18 | テトラクロロエチレン                               | 0.01 mg/L 以下  |
| 19 | トリクロロエチレン                                | 0.01 mg/L 以下  |
| 20 | ベンゼン                                     | 0.01 mg/L 以下  |

備考) 番号は、水質基準に関する省令（平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号）による。

附表 4

| 番号 | 項 目               | 基 準                        |
|----|-------------------|----------------------------|
| 3  | カドミウム及びその化合物      | 0.003 mg/L 以下              |
| 4  | 水銀及びその化合物         | 0.0005 mg/L 以下             |
| 5  | セレン及びその化合物        | 0.01 mg/L 以下               |
| 6  | 鉛及びその化合物          | 0.01 mg/L 以下               |
| 7  | ヒ素及びその化合物         | 0.01 mg/L 以下               |
| 8  | 六価クロム化合物          | 0.05 mg/L 以下               |
| 12 | フッ素及びその化合物        | 0.8 mg/L 以下                |
| 13 | ホウ素及びその化合物        | 1.0 mg/L 以下                |
| 15 | 1, 4-ジオキサン        | 0.05 mg/L 以下               |
| 32 | 亜鉛及びその化合物         | 1.0 mg/L 以下                |
| 33 | アルミニウム及びその化合物     | 0.2 mg/L 以下                |
| 35 | 銅及びその化合物          | 1.0 mg/L 以下                |
| 36 | ナトリウム及びその化合物      | 200 mg/L 以下                |
| 37 | マンガン及びその化合物       | 0.05 mg/L 以下               |
| 39 | カルシウム、マグネシウム等（硬度） | 300 mg/L 以下                |
| 40 | 蒸発残留物             | 500 mg/L 以下                |
| 41 | 陰イオン界面活性剤         | 0.2 mg/L 以下                |
| 42 | ジェオスミン            | 0.00001 mg/L 以下            |
| 43 | 2-メチルイソボルネオール     | 0.00001 mg/L 以下            |
| 44 | 非イオン界面活性剤         | 0.02 mg/L 以下               |
| 45 | フェノール類            | フェノールの量に換算して 0.005 mg/L 以下 |

備考) 番号は、水質基準に関する省令（平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号）による。